

日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合
(第3回)

1 日時

令和6年1月31日（水）10時00分～11時16分

2 場所

総務省内会議室及びWEB

3 出席者

(1) 構成員

落合構成員、長田構成員、林構成員

日本放送協会 根本構成員、前田構成員、大治構成員、市川構成員

(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会 今城構成員、堀構成員、高野構成員、
梅谷構成員

(一社) 日本民間放送連盟 堀木構成員、長尾構成員、里構成員、長谷川構成員、
八田構成員

(2) 総務省

山崎大臣官房審議官、金澤情報流通常行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、細野同
局放送政策課外資規制審査官

4 議事要旨

(1) 議題(1)「日本放送協会からのプレゼンテーション」

日本放送協会 根本構成員から、資料3-1に基づき、説明が行われた。

(2) 議題(2)意見交換

【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会 今城構成員】

資料5ページに関して質問を3つさせていただきます。

資料5ページには必須業務化の基本的な考え方をまとめていますが、「放送経由でも、ネ
ット経由でも、同等の、変わらない、同一の価値、同一の受益をもたらすこと」、「ネット

オリジナルのコンテンツを作ることにはならない」、「受信料の公平負担のあり方に鑑みて、不公平が生じないような形でコンテンツを提供する」と書かれています。

1点目は、コンテンツが同一でなければならない理由、ネットのオリジナルコンテンツを提供しない理由について、詳しく御説明いただければと思います。

2点目は、1月26日の公共放送ワーキンググループで、構成員から必須業務化でNHKの事業ドメインが狭まるとの指摘もありました。他方で、本日の説明では、オリジナルは提供しないものの放送と同一の受益を果たすために、ネットの特性にあわせたコンテンツを提供していくとの表現もありました。結局、NHKがネットで展開するコンテンツは、相当量ネットに残ると見受けられるのですが、現状とどのように変わるのでしょうか。単純に増える、減るといった説明が難しければ、「必須業務となったことでこうしたことができるようになる」といった、現在と変わる点を御教示頂ければと思います。

3点目は、資料5ページに「ネットの特性にあわせたコンテンツ」とありますが、これは何を指すのでしょうか。先ほど、例として災害、教育を御説明いただきましたけれども、「ネット特性にあわせたコンテンツ」との名目で様々な展開ができることが想定されますので、この点について、具体的にどういうことをお考えかをもう少し詳しく御説明いただければと思います。

【飯倉放送政策課長】

1つ目、コンテンツが同一であることの理由とオリジナルを作らない理由。2つ目、現状とどう変わるかという点、特に変わる点を中心に改めて御説明いただければということでした。3点目、ネットの特性にあわせたコンテンツがどういったものを指すのか。教育と災害で御説明がありましたが、報道サイトも含めて具体的なイメージを説明いただきたいということかと思います。以上3点につきまして、御回答をお願いします。

【日本放送協会 根本構成員】

1点目、コンテンツが同一でなければならない理由ということではありますけれども、御指摘いただきましたNHKにとって必須業務化が意味する2点は、放送と同じ効用、価値をインターネットで届ける以上、受益と負担もそれぞれ放送と変わらないという考え方であります。そう考えるからこそ、放送を目的としない、いわゆるネットオリジナルのコンテンツを取材、制作することはないとということになります。同時に、放送と同じ受益を果た

すために、放送そのままでなく、ネットの特性にあわせてコンテンツの提供をしていく必要があること。もう一つは、テレビで受信料をお支払いいただく方との間で不公平を生じない形でコンテンツを提供するということ、この点も大変重要だと考えてございます。

それから、ネットの業務の範囲、コンテンツの量に係る部分かと思いますが、個別の番組に関わる話につきましては現時点で回答が難しいですが、必須業務になりますと、要求される水準が上がり、基本的なサービスをきっちりお届けしなければならないという義務が課せられます。例えば、今日説明しました能登半島地震における災害情報マップの対応は、今、任意業務でやっていますが、必須業務になれば、全国で行うことが義務づけられるということになります。これはNHKにとって非常に大きなことでありまして、そうした対応をしっかりとやっていくことは相当な業務の拡大になる一方、視聴者・国民の皆様にとっては受益の拡大につながると考えています。

もう1点、ネットの特性にあわせたコンテンツの部分ですけれども、災害報道に例えますと、放送では、記者が地図を使って大雨などの際にどこに危険が迫っているかをお伝えするなどしていますが、放送エリアや放送時間を考慮して、取材した情報をピックアップして順番にお伝えすることになってしまいます。一方で、インターネットでは、特性上、地図を使って同じ取材に基づく災害情報をより細かい情報まで用意して、ユーザーの選択の順に提供することができ、例えばこうした提供を考えていきたいと思っております。あくまで、放送とインターネットで同一の価値、同一の受益を提供されることが原則と考えております。

【飯倉放送政策課長】

プレゼンテーションの中でも、災害と教育については御準備もあり、よく分かるところがありますが、災害・教育以外の御説明もどこかで必要になってくるという感じがしました。

【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会 今城構成員】

今、飯倉課長からあったとおり、災害や教育以外のところで、当委員会はずっと、「理解増進情報のようになし崩し的に展開されてしまう」と言ってきました。今日御説明された災害や教育以外のところ、例えば日常の放送について「ネットの特性にあわせた」とはどういう形になるのか、また順次教えていただければと思います。

【飯倉放送政策課長】

準備会合の目的はそのようなことを関係者間で共有するものですので、ＮＨＫにも引き続き御協力をお願いします。

【林構成員】

4ページから5ページにかけての「必須業務化の基本的な考え方」についてでございますが、さる1月26日の公共放送ワーキンググループで、私は、「競争評価」の直接目的はメディア市場の公正競争の確保ですが、それはもう少し言い換えますと「メディアの多元性の確保」であり、「メディアの多元性確保」は、単なる競争によって結果として得られる単なる反射的利益ではなく、それ自体が直接目的だと思っています。その究極目的は、「健全な民主主義の発達に資する」という放送法第1条に求められると思います。この究極目的はこと放送法だけでなく、新聞等活字メディアについても同様だと思います。こういう理解でよいか、これはまずＮＨＫに確認したいと存じます。

その上で新聞協会メディア開発委員会にも確認ですが、先日の公共放送ワーキンググループでは、新聞協会メディア開発委員会は、必須業務化に反対というお立場をお崩しにはなりませんでしたが、ただ他方で、本「競争評価」の目的の整理としては、今申し上げたことには反対ではないと私は信じております。そういう理解でよいか、これも確認させていただけますと幸いです。なぜそういう確認をわざわざするかと言いますと、13ページの公共性（公共的価値）と市場影響の“総合衡量”といいましても、何が公共的価値かとか、何が公正競争かといったところで、公正競争の定義はこれまで議論されていないので、議論が空中戦になるおそれがあり、そういう神学論争ではなく、メディアの多元性確保の貢献ということを全面に出した方が、すっきりするのではないかと思ったところです。

2点目は、「同一の価値、同一の受益をもたらす以上」、ネットオリジナルのコンテンツを作ることにはならないことを挙げておられますが、オリジナルコンテンツはネットでは流さないという側面だけでなく、逆に、放送番組でもネットに流していないものがあればそういうものも必ず流さなければいけない、という方向にも作用すると思います。そうすると必須業務化でＮＨＫのネットの業務範囲は大きく制限されると一部で懸念されますが、必ずしもそういうことにはならないのではないかと思います。いかがでしょうか。

【飯倉放送政策課長】

1つ目の御質問は、資料4ページの『信頼できる多元性確保』について、林構成員のおっしゃられたような御理解とNHKのお考えに齟齬がないかという点、そしてそれに関する新聞協会メディア開発委員会のお考えをお答え願います。2つ目、オリジナルコンテンツは作成しないということを強調いただいているが、当然ながら、資料に書かれていることを達成されるのであれば、そうならない側面もあるということで、こちらについてのNHKの考え方をお聞きしたいと思います。

【日本放送協会 根本構成員】

林構成員御指摘の『信頼できる多元性確保』についての理解はNHKも全く同じでございます。先ほども申し上げましたけれども、NHKが単独でできるものではありませんし、高いレベルでの信頼できる多元性というのは、当然、新聞・民間放送事業者の皆さんと共につくっていくものであるということは大前提だと思っていますので、この点は全く賛同いたします。

もう1点、放送とインターネットが同様の効用、価値ということで、インターネットが縮まるということではなく、むしろ、インターネットと同じ価値を提供するとなれば、放送の豊かなコンテンツにも当然つながると考えています。ですから、何もインターネットの業務が縮小するという理解ではなく、むしろ、放送がより豊かになることもあると私は考えています。

【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会 堀構成員】

当委員会は、必須業務化に反対する姿勢は現時点で変わっていません。まだNHKの必須業務の内容や競争評価等様々な点が全て決まってない状況で、われわれもその点を注視しているところです。われわれは従来から、自立した民間報道をしっかりと残して民主主義を成り立たせていくには、受信料収入を背景とした公共放送のNHKが民間の経営を圧迫してはいけないという観点で意見を申し上げてきました。NHKがあり、民間メディアがあり、しっかりした報道機関の多元性を実現し、日本の社会をよりよくしていく。林構成員のおっしゃるとおり、メディアの多元性を重視する点は、まさにそのとおりです。

【飯倉放送政策課長】

『信頼できる多元性確保』という点について、一定程度、共通の理解が築かれつつあるのかなと思いました。

【落合構成員】

特に災害や教育の場面について、こういう形で取り組みを進められることが分かりましたし、災害情報マップについては、このように表示していただくと、現状等が分かりやすく、災害対策という意味でも、効率的、効果的に情報収集して、緊急性がある事態にも対応できる報道をされていると思いました。学校教育についても、以前も規制改革推進会議のほうで、アーカイブも含めて学校で利用できるようにとの議論をさせていただいていたこともあり、できる限り様々な住民の皆さんのが見られる形は重要だと思っておりましたが、インターネットでこういう形で提供されていくこと自体は非常に価値があることと思い御説明を伺っておりました。

その上で、コメントですが、今回の競争評価の意義をしっかりと考えていくことは重要なことかと思っております。林構成員も先ほどメディアの多元性自体が直接の目的ではないか、とおっしゃられておりまして、この点が非常に重要ではないかと思っておりました。一般的な民間事業者に対する経済的な競争関係を分析するという競争評価ではなく、もともとこれは放送法というメディアに関する、特に放送事業者の在り方に関する法令における評価制度ということであろうかと思います。このため、その中で目指すべきところは、質の高い情報発信源がNHKだけではなくて民間でもしっかり確保されている状態になり、メディアの多元性をどう確保していくのか、ということを対象として議論をしていくことが非常に重要ではないかと改めて思いました。この点については、ぜひ今後の議論に当たって明確にしていけると、個別事案を分析していくときにも非常に重要な点になってくるのではないかと思いました。

もう1点、改めてテレビを持たれている方とインターネットで見られる方の同一の受益の点について、一貫して捉えていかれるという点は、非常に重要な視点を改めてNHKに御説明いただいたと思っております。競争評価の前段となる議論の中でも、しっかり柱を持って、何となく拡大をしてしまうということがないように、ということはありましたが、テレビの受信者とインターネットを見ている方で全く違うものを提供されている状態にはならないということは、改めて重要な柱なのであろうと理解しました。この点も、ただ実際には個別の分野でそれはどう評価されるのかという話はあるかと思いましたので、災害、

教育以外の場面についても今後さらに理解が深めていけるといいのではないかと思いました。

【飯倉放送政策課長】

競争評価の意義といいますか、軸といいますか、そういったことについての重要な御指摘をいただきました。

【長田構成員】

資料17ページの負担のあり方と公正競争の2番目のポツのところ、御説明で、「誤解があるかもしれないけれども」ということで、テレビのほうでNHKと受信契約をしている方はネットで見るときも無料だということを御説明いただきましたが、私はこの文章を読んだときには、そういう誤解ではなく、テレビを設置した人に契約をお願いする「従来の受信料制度との整合が重要」というところで、インターネットでも受信できる環境にある人をどういう人だと考えておられるのか、それこそスマホやパソコンでも何でもネットを受信できるものを持った、設置したことが契約のきっかけになるのではなく、そこで提供されているアプリや何かにこちらが能動的にそれを受信できるようなきちんとした手続を取った者、と私自身は思っていたのですが、この文章からはそれが読み取れないと思っておりまして、何か変化があったのか、それとも、そういうことも含んでいるのかをぜひ教えていただきたいと思っています。

【飯倉放送政策課長】

受信料制度との整合というところについて、昨年10月、公共放送ワーキングで取りまとめいただいたこととの整合性はどうなのか、といった御質問となります。

【日本放送協会 根本構成員】

私どもの資料が分かりにくい部分があったかもしれません。申し訳ございません。方針は全く変わっておりません。パソコンやスマホを持っただけでということでは全くなく、これまで公共放送ワーキング等の場で御説明したとおり、何らかの能動的な動きがあるとか、そういうものがないと変わらないというか、前と説明は全く変わっておりませんので、その点は御心配がないようにぜひお願いします。

【長田構成員】

安心はしましたが、こういう文章はそのままいろんな方が御覧になって、非常に誤解を招くと私は思いますので、もう少し丁寧に表現をされることが必要ではないでしょうか。

【飯倉放送政策課長】

いただいた点、NHKもそうですし、総務省も十分に心に留めて、これから作業をしていきたいと思います。もちろん、総務省も公共放送ワーキングでの10月の取りまとめを忠実に踏まえて、現在、法制化の作業を進めているところですので、長田構成員の御指摘どおりになっていくと考えております。

【(一社) 日本民間放送連盟 堀木構成員】

NHKのご説明は回を追うごとによく分かるようになってきて、その上で質問と意見があります。

質問は2点です。1点目は資料14ページの報道サイト（仮）について、詳細を検討中とありますが、いつ頃、どんな形でNHKの構想が示されるのでしょうか。競争評価の対象はテキスト情報等だけではないと思いますが、テキスト情報等がメインとなっているので、またネットの特性に合わせた出し方も、報道サイトが一番気になると思うので、報道サイトの詳細はいつ頃、どんなものが出てくるのかをまずお聞きしたいです。

2点目の質問は、資料17ページに「負担のあり方をめぐる考え方と照らしあわせても、収支を勘案してインターネットによる事業に取り組む民間放送事業者や新聞社と大きく異なる前提でサービスを提供するものではない、というのが基本姿勢」とあります。これはインターネット活用業務は今まで任意業務で200億円のキャップがありましたが、必須業務になってもキャップを設け、お金をどんどんつぎ込んで、にぎにぎしくやるということではありませんとおっしゃりたいのか。そうした理解で間違いないか、上限を設けるとお考えなのでしょうか。

【日本放送協会 根本構成員】

1点目、本当に申し訳ないですが、検討中としか現状まだ申し上げようがない部分がございます。ただ、しっかり検討を進めた上で、今日説明した内容と基本は変わらない路線

でありますので、それははっきりした段階でしっかりとお話をしたいと思っております。

2点目、次の中期経営計画で示していますが、3か年でほぼ1,000億規模の支出削減を行います。となりますと、必然的にネットの業務を大幅に増やすということは物理的に困難でございますので、より効率化や生産性向上を図るということが前提ですけれども、限られた予算、支出が減るという範囲の中で適当な範囲を考えていきたいと思っております。

【飯倉放送政策課長】

1点目は、そのような点を関係者と認識を共有するための会合ですので、議論を円滑に進めるために、なるべく早めに御開示いただくようお願いします。

2点目、御説明を一旦承りました。業務の中身、公正競争確保のために、どこまで手続的なことを世の中に出していくことが求められるのかという点は、制度的なことも含めまして検討させていただきたいと思っております。

【(一社) 日本民間放送連盟 堀木構成員】

根本構成員のお考えは分かりました。また、飯倉課長がまとめていただいた点も異論はありません。

【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会 堀構成員】

2つ御質問させていただきます。

資料14ページに地域でも放送と同様の効用、同一の価値、同一の受益を届ける方針とあります。われわれも地域で報道を続けている仲間が多く、この辺りの方針について関心高くみています。ローカル発信についてのNHKの考え方を伺えればと思います。また、インターネット業務が任意業務である今は、各地方放送局によって情報発信の内容はばらばらに見受けられます。独自のコンテンツも割と散見されるように思いますが、この点は変わっていくのかをお聞きしたいと思います。

もう1点、プラットフォームへのニュース配信について、現状は理解増進情報で、LINENEWSニュースやソーシャルメディアにニュース・情報を展開していると承知していますが、必須業務化後も引き続きLINEニュースなどに配信するのかどうか、公平負担の原則との関係を含めて御説明いただけるとありがたいです。

【飯倉放送政策課長】

3点御質問いただいたかと思います。1つ目がローカルについての考え方、2つ目が今現在は地域によってはかなりばらつきがあることを今後どうしていくのかという点、3点目がプラットフォーム、SNSへのニュース配信を必須業務化後も出していくのかどうかの考え方、この3点について、お答え願います。

【日本放送協会 根本構成員】

まず、ローカルニュースや番組の扱いについて、繰り返しになってしまいますけれども、地域でも放送と同様の効用、同一の価値、同一の受益というのは同じでございますので、大前提として考えていくことに変わりはございません。

それから、各地域放送局等のネットのコンテンツの関係ですが、必須業務化となれば、必然的に理解増進情報として提供しているものは再整理していくと。この点は今、御指摘がありました外部プラットフォームへの提供も同じだと考えてございます。いずれにしても、理解増進情報として現在提供するものは必然的に再整理されると考えております。

【飯倉放送政策課長】

特に2点目は、総務省の立場でも任意業務と必須業務の扱いは異なると思いますので、必須業務になったときの地域における情報配信というものは何らかの考え方なりが示され、それに基づいて、ある程度、一体的にやられていくのかなとは推察しております。

【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会 堀構成員】

再整理の言葉の意味はどのように理解したらいいでしょうか。

【日本放送協会 根本構成員】

再整理は再整理と言うと身も蓋もないんですけども、内容についてはしっかり見直しも含めてやっていくということに尽きると考えてございます。

【飯倉放送政策課長】

この準備会合の目的が関係者の間の認識の共有の醸成ということになりますので、何ら

か考え方をお聞かせいただけるタイミングでお示し願います。

【林構成員】

先ほどの3点目のところに私も関心がありまして、この競争評価の対象ですが、どういった情報を流すかだけではなく、その情報がどういった流通経路で流されるかの検討も競争評価の上で私は重要だと思っています。もしNHKのコンテンツが、大手のプラットフォーム経由で、例えば理解増進情報的なものが配信されるといった流通経路が一旦確立すると、市場競争への影響は無視できず、ユーザーアクセス、すなわちPVが激増する可能性もありますので、今後、この点を含めて競争評価していくべきなのではないか、流通経路の問題も「競争評価」に含めるべきということを、今、やり取りをお聞きして思ったところです。

【飯倉放送政策課長】

実際に競争評価をするのは、仮に制度ができて、それに基づいてということになるわけですが、この準備会合はそれを見据えて、どういう作業が発生するかの認識共有の場だと思います。そういう意味では、制度化を見据えて、今、林構成員から御指摘あった流通経路についての評価をどう競争評価していく上で考慮していくかという点は重要と思いました。今後引き続きNHKのお考えをお聞かせいただく機会があると思うのですが、そういう機会の中で、もしできましたらお考えを共有いただけようお願いします。

【落合構成員】

最後に議論になった点は重要と思っております。いろいろな形でメディアの情報にリーチをでき、質の高い情報をどう提供していくことがよいのかは、最終的には重要な観点になってくると思っております。情報の健全性の検討会のほうでも、やはりメディアの情報に国民が接することができる形となること自体も意義があることだと思って議論しております。一方で、ただメディアの多元性を確保できる形で相互に事業を進めてもらうことも重要な点だと思います。その点に意義もあることは認めつつも、圧迫にならないようにすることをどのように評価をしていくのかをしっかり議論することが重要と思っております。それに当たり、NHKでどういう形で実施されていきたいかを改めて具体化することによって、具体的な評価や、条件を設定するのであれば条件も議論できると思いますので、

そういう形でさらに今後議論を深めていければと思いました。

【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会 高野構成員】

3点質問があります。

1点目は、今まで無料で見られている人が見られなくなるとの声はありますが、受信料を支払っている人が受けるサービスがどのように変わらるのか。フリーライドが一定程度整理されると考えていますが、現状、8割の世帯が受信料を支払っていると認識しています。受信料を支払っている世帯にとっては、今まで以上に公共放送のコンテンツが利用できるようになると理解していますが、この点、いかがでしょうか。

2点目は、受信料を支払っていない残り2割の世帯について、どのようにお考えでしょうか。

3点目は、資料17ページに「料金を支払うことで初めて利用できるかたち（いわゆるペイウォール）とは異なる方法で実施する想定」とありますが、現在想定している点をもう少し詳しく御説明いただけないでしょうか。

【飯倉放送政策課長】

1点目が受信料を支払っている人について、どう変わるかという点、口頭でも御説明があったように思いますが、補足を含めてお願ひします。2点目が受信料を支払っていない世帯における変化ということ。そして、3点目がペイウォールとは異なるということについて、少し御説明があつたように思いますが、補足も含めてお願ひします。

【日本放送協会 根本構成員】

受信契約をいただいている世帯に関して、現在、NHKの放送を受信できる設備を設置した方には契約を結んでいただいておりますが、必須業務化後もそれは変わりませんので、放送経由でもネット経由でもNHKの放送コンテンツをしっかりと見ていただけるということあります。

一方で、契約をまだいただいていない方につきましては、テレビと同じ考え方でしっかり契約を結んでいただきたいと思っております。

それから、ペイウォールではない形で我々は想定しておりますけれども、これは技術的な課題もありますので、どういう方法がよいかということは検討を進めている状況でござ

います。また時期が来ましたらご説明したいと思います。

【飯倉放送政策課長】

恐らく1点目は今よりも情報量が増えることとなるという点が重要なのかとは思います。3点目につきましては、引き続きよろしくお願いします。

【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会 高野構成員】

3点目につきましては引き続きのやり取りの中で、明らかにできるところで御説明いただきたいと思います。

【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷構成員】

補足させていただきますと、教育コンテンツについては、新聞・民放以外のほかの利害関係者もいます。そういう利害関係者の声もオープンに平場で聞いていただいた上で、今後の議論をぜひ進めていただきたいと思います。

【飯倉放送政策課長】

本日の資料にもありましたように、教育のほう、競争評価をした上で実施をされるということをNHKの資料には書かれていました。この準備会合で個別の分野について、どこまで個別の業界の方々から御意見を承るかというのは、時間的な制約もあり難しい面がありますが、事務局としても検討してまいります。

【(一社) 日本民間放送連盟 堀木構成員】

今日よく分かったのは、『信頼できる多元性の確保』について、NHKが非常に重きを置いていること。それから、実際これから競争評価の枠組みを考えていかなければなりませんが、構成員も、一番重要な柱として認識されていることもよく分かりました。それはとても意義のあることだと思います。

公共性と市場影響の総合衡量は非常に難しいですが、NHKがネットで見た方からも受信料に相当する支払いを求めることができるように目指していることは、民放連が昨年から申し上げていた「財源のことを考える」ことに通底していると思います。その意味で、放送と配信を同一のもの、同一の受益となると、これから配信に関する競争評価の枠組み

を考えることは、反射的にＮＨＫの放送を考えることになると思います。民放連はかねてＮＨＫの中期経営計画の意見募集では、「ＮＨＫならでは」や、「民放と異なる公共的な価値の実現を目指してほしい」との趣旨を繰り返しお願いしてきました。今日で言えば、特に地域も含めたメディアの多元性の確保となるのですが、それは具体的には差別化だと思っています。ＮＨＫの番組に対して、民放みたいな番組との批判がある。それが全て該当するとは思いませんが、ＮＨＫにはＮＨＫならではの情報やコンテンツ、番組を出すことが期待されているのではないでしょうか。それがすみ分けや、節度をもった経営をお願いしますと何度も申し上げてきたところです。ぐるっと一周回って、そのことを思い出しました。非常に根本的な話であるのだと思います。それをこれから総務省の「検証会議（仮）」で新聞や民放などの関係者、ＮＨＫ、有識者の方と話していくのだと、認識を新たにしました。ＮＨＫはやはり民間メディアと差別化をしなければいけないと思っていますので、改めて述べさせていただきました。

【飯倉放送政策課長】

ネット配信のほうの競争評価が反射的に放送そのものの差別化について議論が及ぶのではないかという根源的で難しいコメントをいただいたと思っております。この準備会合、もしくは競争評価について、どこまでが射程かは難しいところもありますが、しかも放送内容について、どこまでどういうふうな意見ができるのかというはあるかと思いますが、引き続きこの会議が終わった後も民放連とも連絡を取りながら相談させていただきたいと思います。

【(一社) 日本民間放送連盟 八田構成員】

幾つかあるので、五月雨的に話を進めたいと思います。

まず、先ほども出ていた費用について、来年度の予算で、必須業務化の準備に15億円が計上されたと記憶しておりますが、具体的にどういうことをされるのか、お分かりになる範囲で教えてください。

【日本放送協会 根本構成員】

あくまでも改正放送法が成立したという前提になりますけれども、想定しておりますのは、地方の配信関係や認証の整備に充てようと思っています。

【(一社) 日本民間放送連盟 八田構成員】

林構成員と落合構成員から御指摘があった流通経路のことですが、消費者代表の長田構成員もいらっしゃるので、具体的な事例をもって、クリアな答えを求めていることではないですが、考え方のディレクションを教えていただきたい。去年の紅白歌合戦を事例に挙げます。紅白歌合戦を最初から最後まで非常に楽しんで視聴させていただいて、思ったことがあります。もう一回、見たいが再放送がない。NHKプラスでは一定期間の見逃しがあってトライしました。もう一つの大きな経路として、ユーチューブ、それとX(旧Twitter)があります。ユーチューブの紅白公式アカウントの総再生数が、2週間ぐらい置いてあるのではないかと思いますが、総再生回数6千数百万回、中でも非常に話題に上りました日本の音楽ユニットが世界各国のパフォーマーと一緒に歌って踊る楽曲は1千数百万回もの再生回数だったと記憶しております。クリップだったと思いますが、分かる範囲で結構ですが、ソーシャルメディアにこうしたものを置く目的、意義等を教えてもらいたい。NHKプラスやNHKオンデマンドに登録を促す目的かもしれません、そうであるならば、その効用はどんなものであったのでしょうか。今後、こうしたソーシャルメディアへのプレースメントをどう考えていくのか、部分だけ置くのか、全体を置くのかといったディレクションについても教えてください。

【日本放送協会 根本構成員】

必須業務化後につきましては、先ほど申し上げたとおりですが、御指摘のあった紅白の関係ですが、現在の理解増進情報の範囲で、NHKのオウンドメディア以外でも、ユーチューブなど外部プラットフォームでコンテンツを提供いたしました。具体的には受信契約が必要なNHKプラスへの誘導を目的に、リハーサルの様子や歌唱シーンなどを30秒から1分で切り出した動画などを提供したものです。配信期間中に歌唱シーン全編の提供はやっていません。代表的な事例では、YOSOBIの出演シーンのみで2万件ぐらいの流入だったと記憶しておりますが、放送後の見逃し配信期間もユーチューブからの流入が続いたということで、周知広報として一定の効果はあったのではないかと考えています。

【(一社) 日本民間放送連盟 八田構成員】

ユーチューブには紅白のアカウント以外に、NHKミュージックという公式アカウントがありますが、その中に未公開映像のようなものが散見されます。今日の根本理事の御説明を伺っておりますと、こうしたネット独自、放送では流せなかった未公開のものが今後なくなっていく理解でよろしいでしょうか。

【日本放送協会 根本構成員】

理解増進情報の範囲でやっておりますから、この先は再整理ということになっていくのではないかと思っております。現状で検討することはあると思いますけど、再整理ということが前提だと思っております。

【飯倉放送政策課長】

最後、八田構成員から重要な論点の御指摘いただきました。引き続き、本日議論になりましたSNSへの展開ですか、そういったことへのお話を聞いていくのかと思いました。

(3) 閉会

事務局から、第4回会合は2月29日（木）の開催を予定している旨連絡があった。